

消食基第 460 号  
令和 7 年 8 月 25 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
(公印省略)

既存添加物名簿の一部を改正する告示及び  
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

既存添加物名簿の一部を改正する告示（令和 7 年消費者庁告示第 9 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和 7 年内閣府告示第 113 号）が本日告示され、これにより既存添加物名簿（平成 8 年厚生省告示第 120 号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

1 既存添加物名簿関係

消除予定添加物名簿（令和 6 年消費者庁告示第 11 号）に記載されている添加物のうち、別紙に掲げる添加物の名称を既存添加物名簿から消除したこと。なお、「レイシ抽出物」については、基原の一部を削除したことから、既存添加物名簿に記載されている名称を変更したこと。

2 規格基準告示関係

上記 1 の改正に伴い、規格基準告示のうち、第 2 添加物の部について、以下のとおり改正するもの。

- (1) 「ゴム」の成分規格から「低分子ゴム」に関する記載を削除
- (2) 「レイシ抽出物（子実体）」の成分規格から子実体以外の基原に関する記載を削除
- (3) 「シソ抽出物」及び「ひる石」の製造基準の記載を削除
- (4) 「グアヤク脂」及び「ひる石」の使用基準の記載を削除

## 第2 施行期日

告示日から施行すること。

## 第3 運用上の注意

既存添加物名簿から削除された添加物並びにこれを含む製剤及び食品については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第12条の規定に基づき、その販売、又は販売の用に供するための製造、輸入、加工若しくは使用等が禁止されるものであること。

## 令和7年8月25日付で既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）から消除される品目

既存添加物 名簿番号	名称
41	オゾケライト
91	グアヤク脂（ユソウボクの幹枝から得られた、グアヤコン酸、グアヤレチック酸及びβ-レジンの主成分とするものをいう。）
92	グアヤク樹脂（ユソウボクの分泌液から得られた、α-グアヤコン酸及びβ-グアヤコン酸の主成分とするものをいう。）
97	グッタハンカン（グッタハンカンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンの主成分とするものをいう。）
98	グッタペルカ（グッタペルカの分泌液から得られた、ポリイソプレンの主成分とするものをいう。）
133	ゴマ柄灰抽出物（ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）
135	ゴム分解樹脂（ゴム（既存添加物名簿第134号のゴムをいう。）から得られた、ジテルペン、トリテルペン及びテトラテルペンを主成分とするものをいう。）
153	シソ抽出物（シソの種子又は葉から得られた、テルペノイドを主成分とするものをいう。）
174	セピオライト
179	ソバ柄灰抽出物（ソバの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）
180	ソルバ（ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンの主成分とするものをいう。）
181	ソルビンハ（ソルビンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンの主成分とするものをいう。）
190	胆汁末（胆汁から得られた、コール酸及びデソキシコール酸を主成分とするものをいう。）
198	チルテ（チルテの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンの主成分とするものをいう。）
200	ツヌー（ツヌーの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンの主成分とするものをいう。）
203	低分子ゴム（パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
204	テオブロミン
226	ナフサ
230	ニガーグッタ（ニガーグッタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンの主成分とするものをいう。）
235	ばい煎ダイズ抽出物（ダイズの種子から得られた、マルトールを主成分とするものをいう。）
251	ひる石
270	プロボリス抽出物（ミツバチの巣から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。）
276	ペカンナッツ色素（ピーカンの果皮又は渋皮から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。）
288	ベネズエラチクル（ベネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
300	ホホバロウ（ホホバの果実から得られた、イコセン酸イコセニルを主成分とするものをいう。）
306	マッサランドバチョコレート（マッサランドバチョコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
307	マッサランドババラタ（マッサランドババラタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
350*	レイシ抽出物（マンネンタケの菌糸体若しくはその培養液から抽出して得られたもの又は子実体の培養液から抽出して得られたものをいう。）
351	レッチェデバカ（レッチェデバカの分泌液から得られた、アミリンエステルを主成分とするものをいう。）
354	ログウッド色素（ログウッドの心材から得られた、ヘマトキシリンを主成分とするものをいう。）
355	ロシディンハ（ロシディンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

※350「レイシ抽出物」は基原のみ一部消除